

市第121号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の臨時特例に関する条例の制定

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の臨時特例に関する条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する市長の給料の額は、同項の規定にかかわらず、平成20年3月分から同年5月分までに限り、同項に規定する給料の額から当該額の10分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第8条及び第9条の規定を適用する場合における市長の給料の額は、条例第3条第1項に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年3月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成20年5月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

市長の給料の額を3箇月減額するため、横浜市常勤特別職職員の

給料及び手当に関する条例の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。